

# 民間の退職金及び企業年金の実態調査の結果並びに 国家公務員の退職給付に係る人事院の見解の概要

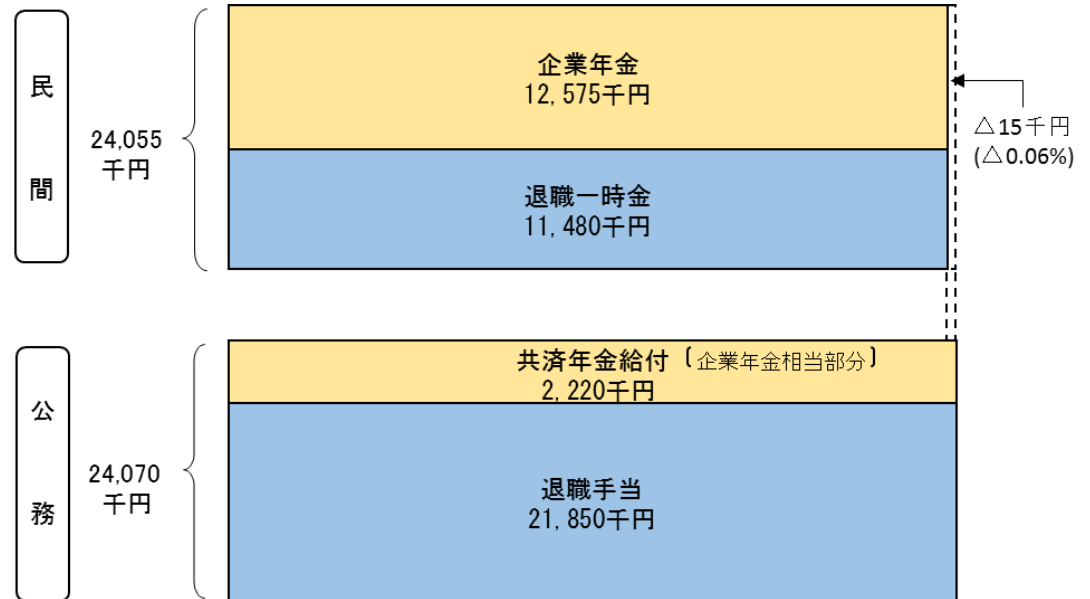
令和4年4月21日  
人事院

## 経緯

- 令和3年7月、国家公務員の退職給付制度を所管している内閣総理大臣及び財務大臣から人事院総裁に対し、民間における退職金及び企業年金の実態調査の実施と見解について要請
- これを受けて、職員の給与等を担当する専門機関として、民間企業の退職給付の調査及び退職給付水準の官民比較を実施

## 官民比較結果及び見解のポイント

- 退職一時金と企業年金（使用者拠出分）を合わせた退職給付額での官民比較  
民間 24,055千円 公務 24,070千円  
(15千円(0.06%)) 公務が上回る
- 上記の比較結果に基づき、退職給付の取扱いについて検討を行うことが適切



## 民間調査の概要

- 企業規模50人以上の民間企業45,605社から層化無作為抽出法によって抽出した7,562社に対し以下を調査。  
3,677社を集計
  - ・ 退職給付（退職一時金及び企業年金）制度の有無、その内容
  - ・ 令和2年度中に退職した勤続20年以上の事務・技術関係職種の常勤従業員の退職給付額
- 令和3年10月1日～12月28日に調査を実施

## 民間の制度調査結果のポイント

《退職給付制度がある企業：92.3%》

- 退職一時金制度がある企業：89.2%  
そのうち、社内準備による退職一時金が74.0%。その主な算定方式は、退職時の基本給の全部又は一部に勤続年数別支給率を乗じる方式（公務類似）が42.6%、ポイント制が27.3%
- 企業年金制度がある企業：47.9%  
主な企業年金の種類（複数回答）：確定給付企業年金58.1%、確定拠出年金（企業型）48.7%、厚生年金基金3.7%